



# 長門市

## 記者配布（発表）資料

発信年月日：令和7年3月28日

|                |                     |     |                  |
|----------------|---------------------|-----|------------------|
| 所属部課           |                     | 連絡先 | TEL 0837-23-1157 |
| 健康福祉部<br>高齢福祉課 |                     |     | FAX 0837-22-3680 |
| 件 名            | 委託料に係る消費税の取扱い誤りについて |     |                  |

本市が社会福祉法人長門市社会福祉協議会に委託している重層的支援体制整備事業のうち参加支援事業の委託料に係る消費税について、取扱いの誤りが判明しました。

### 1. 概要

本市が社会福祉法人長門市社会福祉協議会に委託している重層的支援体制整備事業のうち参加支援事業の委託料を課税対象として取り扱うべきところ、誤って非課税事業として取り扱っていました。

### 2. 対象年度（市が支払うべき消費税相当額）

令和4年度（6, 114円）

令和5年度（400, 000円）

令和6年度（現在委託期間中であり、消費税を加えた金額で変更契約を行う）

### 3. 原因

本市が当該事業の消費税の取扱いについて法律の解釈を誤認していたことによるものです。

### 4. 対応

令和4、5年度分については、社会福祉法人長門市社会福祉協議会に対し、本来市が負担すべきであった委託料にかかる消費税を支払います。

また、修正申告に伴う延滞税等については、市が負担します。

令和6年度分については、消費税額を含めた委託料額に変更します。

### 5. 再発防止策

関連する法令等の確認を徹底し、再発防止に努めてまいります。